

国民健康保険税の改定内容

区分		令和元年度	令和2年度	比較
医療給付費分 (国保加入者 全員に課税)	所得割	5.72%	6.20%	0.48%増
	資産割	6.60%	0.00%	6.60%減
	均等割	22,400円	24,400円	2,000円増
	平等割	19,700円	19,700円	据え置き
	賦課限度額	580,000円	610,000円	30,000円増
後期高齢者 支 援 金 分 (国保加入者 全員に課税)	所得割	1.87%	2.06%	0.19%増
	資産割	2.40%	0.00%	2.40%減
	均等割	7,300円	7,900円	600円増
	平等割	7,000円	7,000円	据え置き
	賦課限度額	190,000円	190,000円	据え置き
介護納付金分 (40歳から 64歳までの 方に課税)	所得割	1.30%	1.43%	0.13%増
	資産割	1.50%	0.00%	1.50%減
	均等割	7,600円	8,000円	400円増
	平等割	5,300円	5,300円	据え置き
	賦課限度額	160,000円	160,000円	据え置き

Info
国民健康保険の税率改定

本町では、特定健診・特定保健指導や疾病予防事業などにより医療費の適正化に取り組んでいます。しかしながら、加入者の高齢化などに伴い一人当たりの医療費は毎年増加しており、国民健康保険財政は赤字補てんを余儀なくされるなど厳しい状況にあります。

段階的な赤字解消が求められる中、国保事業費納付金を県に納めるために必要な標準保険料率が、本町の税率と開きが

あるため、その税率に近づける必要があります。

このため、令和2年度の国民健康保険税の税率等を左表のとおり改定します。

ご加入の皆様が安心して医療のサービスを受けられるよう、国民健康保険の安定的な運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療係
☎ 28・0917

Info
国保税の暫定通知書を送付

国民健康保険税は、第1期から第10期までの計10回に分けて納めていただいています。

1年間の税額は前年中の所得に基づき7月に決定します。5月の第1期分については、前年中の所得が確定していませんので、昨年の保険税額をもとに仮の金額を納めていただきます。

実際の金額との差額は、2期目以降の納付のときに精算させていただきます。

対象となる世帯には国民健康保険税暫定通知書をお送りします。

▼対象となる世帯

令和元年度に豊山町国民健康保険に加入していた世帯で、令和2年度も引き続き加入している世帯

▼金額

令和元年度の国民健康保険税年税額の10分の1（令和元年度中に加入した世帯は1年間加入した場合の保険税で算定します）

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療係
☎ 28・0917

Info
車の税の納税をお忘れなく

令和2年度の軽自動車税種別割納税通知書は5月1日（金）に発送します。

軽自動車税種別割（旧：軽自動車税）と自動車税種別割（旧：自動車税）は、4月1日午前0時現在の所有者に課税します。納期限は6月1日（月）です。

3月末までに名義変更・譲渡・廃車の手続きを他の人（自動車販売業者など）に依頼した車の納税通知書が届いたときは、手続きが正しく行われていない可能性があります。確実に手続きが行われているかを確認してください。また、転居などにより納税通知書が届かないときは、お問い合わせください。

▼軽自動車税種別割

役場1階会計課か、お近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。身体の障がいなどで減免を受けられる方は、納期限までに申請をしてください。今年初めて減免申請をする予定で、軽自動車税を口座振替にしている方は、お早めにご連絡ください。

▼問合せ 税務課課税係
☎ 28・2434

▼自動車税種別割

愛知県名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りします。お近くの県税事務所、金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットバンキングやクレジットカード（決済手数料がかかります）、スマートフォン決済アプリ（Payd）でも納付していただけます。

▼問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所
課税第二課 自動車税グループ
☎ 052・531・6305